

汐留パートナーズ税理士法人

Japan Tax Update

<速報> 令和3年度税制改正大綱

全体概要

2020年12月10日に、自由民主党・公明党両党は、令和3年度税制改正大綱を閣議決定しました。今回の与党税制改正大綱は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける企業や国民を救済する「守り」の経済対策と、収束後を見据えた「攻め」の成長戦略の両方向からの視点でまとめられています。特に、コロナ禍で浮き彫りになったデジタル化の遅れへ対応としての「**デジタルトランスフォーメーション (DX)**」と、「**カーボンニュートラル**」の実現を目指した脱炭素化への取り組みを積極的に推進するための税優遇措置によって、菅政権の重点政策を支援していく目的があるようです。基本的な考え方としては、次が挙げられています。

1. ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生
2. デジタル社会の実現
3. グリーン社会の実現
4. 中小企業の支援・地方創生
5. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し
6. 経済のデジタル化への国際課税上の対応
7. 円滑・適正な納税のための環境整備
8. その他

以下、税制改正大綱で明らかにされた法人課税・納税環境整備の主な改正項目の概要を説明します。今後の国会における改正法案審議の過程において、一部項目の修正などが行われる可能性がありますのでご留意ください。

法人課税

01 DX投資促進税制の創設

デジタル技術を活用した企業変革による産業競争力の強化を目的としたもので、国から認定を受けた事業適応計画（仮称）に基づいた、ソフトウェア（クラウド型システム等）の新設・増設を行った場合、取得価格の30%の特別償却、又は3%（グループ外の事業者とデータ連携をする場合には5%）の税額控除のどちらかを選択できます（繰延資産となり得るソフトウェア利用に係る費用についても含められる）。対象となる設備投資額の上限は300億円です。

02 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

深刻化する環境・エネルギー問題に対応するため、国が掲げる「2050年カーボンニュートラル」（2050年までに温室効果ガスの排出ゼロを目指したもの）という高い目標に向けて、認定された中長期環境適応計画（仮称）に基づき、脱炭素化に貢献する設備投資を行う企業（青色法人）に対しては積極的に税制上支援するというものです。当該設備の取得価格の50%の特別償却、又は5%の税額控除（一定の要件を満たす場合は10%）のどちらかを選択できます（税額控除の上限については、前記のDX投資促進税制の控除税額との合計で当期法人税額の20%となります）。対象となる設備投資額の上限は500億円です。

03 研究開発税制の見直し

コロナ禍でも国際競争力を失わないよう、企業の研究開発投資の持続・拡大に対するインセンティブの強化を目的としていて、次が見直しの対象となっています。

a) 総額型と中小企業技術基盤強化税制

コロナ禍により売上が一定程度減少したにも関わらず、研究開発費を増加させた企業において、控除率のカーブの見直し、控除率の下限の引き下げ（6%→2%）、上限を14%（原則：10%）とする特例の適用期限の2年延長が行われます。また、一定の要件（基準年度比の売上金額の減少割合が2%以上、且つ、基準年度比の試験研究費が増加している場合）のもと、税額控除額の上限は5%上乗せされます。

b) オープンイノベーション型の対象範囲

産学官連携の活性化を図るため、オープンイノベーション型の対象範囲が拡大と要件の追加が行われます。

c) 試験研究費の定義

デジタル化における企業のビジネスモデルの変革を促すため、試験研究費に自社利用ソフトウェアの製作等に係る試験研究費も適用の対象となります。

04 繰越欠損金の控除上限の特例

経済成長力を維持するため、認定された事業適応計画（仮称）に基づいて、DXやカーボンニュートラル等、又は事業再構築・再編に係る投資を行った企業（青色法人）において、2年間に生じた繰越欠損金額を時限的に翌期以降の所得金額から最大100%まで控除が可能となる臨時措置が講じられます。

05 賃上げ及び設備投資の促進に係る税額控除制度

コロナ禍で大きく労働環境が変化する中でも、企業が人材の獲得（新規雇用）や育成（教育訓練費）の強化を積極的に行える基盤を作り、第二の就職氷河期を生み出さないようにすることが目的です。今回の見直しによって、国内の新規雇用者に対する給与等の増加割合が2%以上である場合において、雇用者給与等支給額の前期差額ではなく、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%を税額控除できるようになります。

06 株式対価M&Aを促進するための措置の創設

企業価値向上のための事業再編を促し、グローバル化に耐えうる競争力の維持・強化を目的としています。企業が、会社法に規定する株式交付（株式会社が他の株式会社を子会社とするために、子会社とする株式会社の株式を譲り受け、株式の譲渡人に対して譲渡対価として自社株式を交付すること）により、株式を譲渡し、対価として株式交付親会社の株式等（自社株式）の交付を受けた場合には、対価として交付を受けた資産の価額のうち、株式交付親会社株式の株式（自社株式）の価額の占める割合が80%以上である場合に限り、譲渡損益の計上を繰り延べることができます。

07 中小企業向け投資促進税制等

コロナ禍で苦しむ地域経済の中核を担う中小企業を救済・後押しするため、青色申告書を提出する中小企業者等を対象として、大きく次の見直しが行われました。

a) 法人税の軽減税率の特例の延長

特例措置であった中小企業者等の法人税の軽減税率15%（本則：19%）の適用期限が2年延長されます。

b) 中小企業向けの設備投資税制

中小企業投資促進税制については、適用期限が2年延長され、対象となる指定事業として、不動産業・物品賃貸業・料亭やバーなどの事業が追加されます。中小企業経営強化税制については、同様に適用期限を2年延長するほか、対象設備として、一定要件を満たす経営力向上計画を遂行するために必要な設備（経営資源集約化措置（仮称））が追加されます。

c) 所得拡大促進税制

適用期限を2年延長するほか、適用年度と前期の増加割合（1.5%以上）の適用要件が見直され、継続雇用者給与等支給額から雇用者給与支給額の増加割合の判定と変更されています。また、税額控除率が25%となる場合の要件においても同様で、雇用者給与等支給額の増加割合での判定となります（その他要件については前年と同様）。

08 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた中小企業者（青色申告法人）が、経営力向上計画に従って株式等の取得（購入による取得に限るものとし、取得価額が10億円を超えるものは除く。※購入の定義は今後公開される予定）し、且つ、その取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き所有している場合において、その株式等の価格の低下による損失に備えるためにその株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、積立金額は損金算入することができます。

納税環境整備

09 税務関係書類における押印義務の見直し

デジタル・ガバメント推進の一環として、実印の押印や印鑑証明書の添付を求めている書類等を除いて、税務関係書類の押印義務が廃止されます。

10 電子帳簿等保存制度の見直し

遅れをとる日本経済社会のデジタル化に対応するため、国税関係帳簿書類の電子保存の複雑な手続き・要件が抜本的に見直されました。具体的には、事前承認制度を廃止するほか、現行の厳しい要件を充足する電子帳簿以外の電子帳簿についても、一定の要件（正規の簿記の原則に従って記録がされている等）を満たす場合においては、電子データのまま保存することが当面可能となります。また、ペーパーレス化を一層促進するため、国税関係書類などのスキャナ保存制度についても事前承認制度は廃止され、タイムスタンプ要件も大幅に緩和されますが、電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための担保措置が取られることとなります。

11 納税管理人制度の拡充

グローバル化が進む中、国内に拠点を持たない外国法人や非居住者によるクロスボーダー取引が活発化しています。これらの納税者に対しての税務調査等を行う場合には、国内に所在する納税管理人の選任と届出の提出が必要となりますが、納税管理人の選定が行われていないケースが多く見られるため、これに対する措置（所轄税務署長が一定の国内関連者を納税管理人として指定する等）が取られるようになります。

発行

[汐留パートナーズ株式会社](#)

[汐留パートナーズ税理士法人](#)

〒104-0061

住所：東京都中央区銀座7-13-8 第二丸高ビル4階

TEL：03-6228-5505（代表）

サービス概要

- [国内税務サービス](#)
- [国際税務サービス](#)
- [M&A・組織再編・事業承継サービス](#)
- [アウトソーシングサービス（BPO）](#)

※各種サービスの詳細は、上記をクリックしてください